第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】⑵

【英訳名】

【代表者の役職氏名】⑶

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】⑷

【届出の対象とした募集（売出）金額】⑸

【安定操作に関する事項】⑹

【縦覧に供する場所】⑺　名称

（所在地）

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】⑻

種類	発行数	内容

２【株式募集の方法及び条件】

⑴【募集の方法】⑼

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
募集株式のうち株主割当			
募集株式のうちその他の者に対する割当			
募集株式のうち一般募集			
発起人の引受株式			
計（総発行株式）			

⑵【募集の条件】⑽

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日

⑶【申込取扱場所】

店名	所在地

⑷【払込取扱場所】

店名	所在地

3【株式の引受け】⑾

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計	―		―

4【新規発行新株予約権証券】⑿

⑴【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

⑵【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

⑶【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
計	―		―

５【新規発行社債（短期社債を除く。）】⑬

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行価格（円）	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金（円）	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	

担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	

（新株予約権付社債に関する事項）⑭

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6 【社債の引受け及び社債管理の委託】⑮

⑴【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額（円）	引受けの条件
計	―		―

⑵【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件

7【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】⑯

振出日	
振出地	
発行価格（円）	
券面総額又は短期社債の総額（円）	
発行価額の総額（円）	
発行限度額（円）	
発行限度額残高（円）	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

8【新規発行カバードワラント】⑰

9【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】⑱

10【新規発行による手取金の使途】

⑴【新規発行による手取金の額】⑲

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）

⑵【手取金の使途】⑳

11【会社設立の場合の特記事項】㉑

第２【売出要項】

1【売出有価証券】㉒

⑴【売出株式】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称

⑵【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

（新株予約権の内容等）

⑶【売出社債（売出短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額（円）	売出価額の総額（円）	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称

（新株予約権付社債に関する事項）

⑷【売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債】

支払期日	売出券面額の総額又は売出短期社債の総額（円）	売出価額の総額（円）	売出しに係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の所有者の住所及び氏名又は名称

⑸【売出カバードワラント】

⑹【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】

２【売出しの条件】㉓

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容

第３【第三者割当の場合の特記事項】（23－２）

１【割当予定先の状況】

２【株券等の譲渡制限】

３【発行条件に関する事項】

４【大規模な第三者割当に関する事項】

５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
計	―				

６【大規模な第三者割当の必要性】

７【株式併合等の予定の有無及び内容】

８【その他参考になる事項】

第４【その他の記載事項】㉔

第二部【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】㉕

第１【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

１【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

２【組織再編成、株式交付又は公開買付けの当事会社の概要】

３【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】
４【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】
５【組織再編成対象会社又は株式交付子会社の発行有価証券と組織再編成又は株式交付によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】
６【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】
７【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】
８【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】
第２【統合財務情報】
第３【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】
第三部【企業情報】
第１【企業の概況】
１【主要な経営指標等の推移】(26)
２【沿革】(27)
３【事業の内容】(28)
４【株式等の状況】(29)
(1)【株式の総数等】
①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
計	

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
計		―	

(2)【新株予約権等の状況】
①【ストックオプション制度の内容】
②【ライツプランの内容】
③【その他の新株予約権等の状況】
(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（円）	資本金残高（円）	資本準備金増減額（円）	資本準備金残高（円）

⑷【大株主の状況】　　年　　月　　日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
計	―		

⑸【議決権の状況】

①【発行済株式】　　年　　月　　日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式		―	
議決権制限株式（自己株式等）		―	
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）		―	
完全議決権株式（その他）			
単元未満株式		―	
発行済株式総数		―	―
総株主の議決権	―		―

②【自己株式等】　　年　　月　　日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
計	―				

5【配当政策】⑽

6【従業員の状況】⑾

7【コーポレート・ガバナンスの状況等】

⑴【コーポレート・ガバナンスの概要】⑿

⑵【役員の状況】⒀

男性　　名　女性　　名　（役員のうち女性の比率　%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）

計					

⑶【監査の状況】(34)
⑷【役員の報酬等】(35)

第２【事業の状況】
１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(36)
２【サステナビリティに関する考え方及び取組】(37)
３【事業等のリスク】(38)
４【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(39)
５【重要な契約等】(40)
６【研究開発活動】(41)
第３【設備の状況】
１【設備投資等の概要】(42)
２【主要な設備の状況】(43)
３【設備の新設、除却等の計画】(44)
第４【経理の状況】(45)
１【財務諸表】(46)
⑴【貸借対照表】
⑵【損益計算書】
⑶【株主資本等変動計算書】
⑷【キャッシュ・フロー計算書】
⑸【附属明細表】
２【主な資産及び負債の内容】(47)
３【その他】(48)
第５【提出会社の株式事務の概要】(49)

事業年度	月　日から　月　日まで
定時株主総会	月中
基準日	月　日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月　日
１単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所	

買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第６【提出会社の参考情報】
１【提出会社の親会社等の情報】(50)
２【その他の参考情報】(51)
第四部【関係会社の情報】(52)
第五部【提出会社の保証会社等の情報】(53)
第１【保証会社情報】
１【保証の対象となっている社債】
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】
(1)【保証会社が提出した書類】
①【有価証券報告書及びその添付書類】
事業年度　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
年　月　日　財務（支）局長に提出
②【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
年　月　日　財務（支）局長に提出
③【臨時報告書】
①の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に　財務（支）局長に提出
④【訂正報告書】
訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を　　年　月　日に　財務（支）局長に提出
(2)【上記書類を縦覧に供している場所】
名称
（所在地）
３【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】
(1)【会社名・代表者の役職氏名及び本店の所在の場所】
(2)【企業の概況】
(3)【事業の状況】
(4)【設備の状況】
(5)【経理の状況】
第２【保証会社以外の会社の情報】
１【当該会社の情報の開示を必要とする理由】
２【継続開示会社たる当該会社に関する事項】
３【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】
第３【指数等の情報】
１【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】
２【当該指数等の推移】
第六部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】(54)
第１【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】
(1)【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】
①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
年　月　日　財務（支）局長に提出

②【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
年　月　日　財務（支）局長に提出

③【臨時報告書】
①の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に　財務（支）局長に提出

④【訂正報告書】
訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を　　年　月　日に　財務（支）局長に提出

⑵【上記書類を縦覧に供している場所】
名称
（所在地）

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

a　「第一部　証券情報」に係る記載事項及び記載上の注意で、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

b　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

c　「第三部　企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。

d　「第三部　企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

e　この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第 399 条の 13 第５項又は第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第 416 条第４項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

f　届出の対象とした募集が定義府令第９条第１号に定める株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘に該当する場合には、当該勧誘に係る株券の処分は当該株券の発行として記載すること。

g　提出会社が持分会社である場合における「第三部　企業情報」に掲げる事項は、⑵⑹から⑸⑴までに準じて記載すること。

h　当該届出に係る有価証券（当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）であ

る場合には、第二号様式記載上の注意⑵⑷ｂ及びｃ並びに⑶⑴ｃにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

ｉ　「第三部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

⑵　会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。

⑶　代表者の役職氏名

会社設立の場合にあっては、発起人全員の氏名を記載すること。

⑷　届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類

届出書により募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。

⑸　届出の対象とした募集（売出）金額

募集又は売出しごとに発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

なお、募集（売出）有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を併せて記載すること。

「発行価格」若しくは「売出価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

⑹　安定操作に関する事項

令第 20 条第１項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第 21 条各号に掲げる事項を記載すること。

⑺　縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

⑻　新規発行株式

ａ　新規発行株式の種類ごとに、「種類」、「発行数」及び「内容」を記載すること。

ｂ　新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

ｃ　「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第１項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第２項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第１項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。

新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

ｄ　新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

⒜　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようと

する理由

⑹　第19条第９項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

⑹　当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。⑹及び⑹において同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）

⑹　提出者の株券の売買（令第26条の２の２第１項に規定する空売りを含む。）について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）

⑹　提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

⑹　その他投資者の保護を図るため必要な事項

e　欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議の年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

f　会社が新規発行株式と異なる種類の株式についての定めを定款に定めている場合には、欄外にその旨を記載すること。この場合において、新規発行株式と当該異なる種類の株式の単元株式数又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。

g　振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。

h　届出書に係る新規発行株式の募集と同時に準備金の資本組入れ等による新規株式の発行が行われる場合には、その旨注記すること。

i　届出書の対象とした募集が定義府令第９条第１号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘である場合には、その旨を欄外に記載すること。

⑼　募集の方法

a　株主割当については割当日、割当比率等を、一般募集については発行会社が直接募集するものとその他のものに区分しその募集数を、それぞれ欄外に記載すること。

なお、一般募集の場合であって株主に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を欄外に記載すること。

b　一部払込発行の場合には、払込金額の総額を「発行価額の総額」の欄に内書きすること。

c　「発行価格」若しくは「資本組入額」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」又は「資本組入額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨注記すること。

d　金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

⑽　募集の条件

a　「発行価格」の欄には、１株の発行価額を記載すること。一部払込発行の場合には、１株の払込金額を「発行価格」の欄に内書きすること。

なお、算式表示の場合において、最低発行価額（取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が一定の価額を下回るときには当該一定の価額を１株の発行価額とすることを定めている場合における当該価額）が定められているときには、その旨及びその金額を記載すること。また、取締役会等の決議により、当該算

式により算出された価額が最低発行価額を下回る場合において当該新株の発行を中止すること等を定めているときは、その旨を付記すること。最低発行価額を記載しないで届出書を提出するときには、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること（⑿又は⒁において新株予約権証券の新株予約権又は新株予約権付社債の新株予約権の行使により発行する株式の発行価格を算式表示する場合においても同じ。）。

b　「資本組入額」の欄には、１株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。

なお、算式表示の場合には、当該算式に基づいて記載すること。

c　欄外には、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込みがない場合の株式の割当てを受ける権利の消滅、申込みがない株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。

d　「発行価格」又は「資本組入額」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

e　「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。

⑾　株式の引受け

a　元引受契約（株主割当の場合の失権株を引き受けるものを含む。）を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。

b　「引受けの条件」の欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。

なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料等は当該算式に基づいて記載すること。

c　「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受株式数」又は「引受けの条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

d　この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号。以下「金商業等府令」という。）第 153 条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第 31 条の４第３項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（法第 31 条の４第４項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第 147 条第３号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。

⒜　提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容

⒝　当該株券の引受けに係る金商業等府令第 153 条第１項第４号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容

⒞　⒝の金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの

⑿　新規発行新株予約権証券

a　新株予約権の目的となる株式の種類が異なる場合には、当該株式の種類ごとに区分して記載すること。

b　「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」は

届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。

c　「発行価格」の欄には、新株予約権１個の発行価格を記載すること。

また、「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

d　「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。

e　「割当日」の欄には、会社法第238条第１項第４号に規定する割当日（同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行う場合は、同法第 278 条第１項第３号に掲げる当該新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日）を記載すること。

f　欄外には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。

また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。

なお、振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。

g　新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第１回目の配当、株券の交付方法等新株予約権の行使により発行し、又は移転する株式に関し必要な事項を欄外に記載すること。

h　「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の欄は、新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等でない場合には設けることを要しない。

i　新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、⑻ｄ(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

j　「新株予約権の目的となる株式の種類」の欄には、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、⑻ｂ及びｄに準じて記載すること。

k　「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の欄には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式１株の発行価格及び資本組入額を記載すること。

なお、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格について算式表示を行う場合には、資本組入額は当該算式に基づいて記載すること。

l　「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」又は「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

m　「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の欄には、会社法第 236 条第１項第７号に規定する事項を記載すること。

n　「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

o　「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第１項第８号に規定する事項を記載すること。

p　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下ｐにおいて「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。

q　「新株予約権証券の引受け」については、⑾に準じて記載すること。ただし、法第２条第６項第３号に掲げる方法による新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下ｑにおいて同じ。）の引受けの場合は、次の(a)から(f)までに定めるところにより記載すること。

(a)　元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。

(b)　「引受けの条件」の欄には、引受けの態様、引受人に支払う手数料、引受人が会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等を記載すること。

なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料、引受人が会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等は当該算式に基づいて記載すること。

(c)　「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権（法第２条第６項第３号に規定する新株予約権をいう。以下(c)において同じ。）の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。

(d)　「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受新株予約権数」又は「引受けの条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。

(e)　この届出書に係る新株予約権証券の募集について、当該新株予約権証券が金商業等府令第 153 条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。

ⅰ　提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容

ⅱ　当該新株予約権証券の引受けに係る金商業等府令第 153 条第１項第４号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容

ⅲ　ⅱの金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの

(f)　引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等（法第 27 条の 23 第１項に規定する株券等をいう。以下(f)において同じ。）に係る引受人の株券等保有割合（同条第４項に規定する株券等保有割合をいう。以下(f)において同じ。）が 100 分の５を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の５日（日曜日及び令第 14 条の５に規定する休日の日数は、算入しない。）前の日における会社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。

⒀　新規発行社債（短期社債を除く。）

a　「銘柄」の欄には、「第何回物上担保付転換社債」、「第何回無担保社債（担保提供禁止特約付）」、「第何回無担保社債（担保提供限定特約付）」、「第何回無担保社債（社債間限定同順位特約付）」のように記載すること。

b　当該新規発行社債が振替社債である場合には、「記名・無記名の別」の欄への記載を要しない。

c　「発行価格」の欄には、券面額 100 円についての発行価額を記載すること。

d　「振替機関」の欄には、振替機関を定めている場合の当該振替機関の名称及び住

所を記載すること。

e　「募集の方法」の欄には、株主優先募入及び打切発行（社債の応募額が発行価額の総額に達しなくとも当該社債が成立する旨社債申込証に記載した場合における発行をいう。）等の募集方法の概要について記載すること。

f　「利息支払の方法」の欄には、利息の計算期間、支払場所等を記載すること。利息の支払場所を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

g　「償還の方法」の欄には、償還金額、償還の方法（買入消却、任意償還、減債基金等）を記載すること。

h　「担保の保証」の欄には、保証が付されている場合に、その内容及び条件等を記載すること。

i　「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

j　「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨注記すること。

k　「財務上の特約」の欄には、当該発行に係る社債において社債権者保護のために設定されている財務上の特約で、一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有するもの及びその効果に変更を与えるものについて、担保提供制限とその他の条項（純資産額維持、利益維持、担付切換等）に分けて、その内容を記載すること。

また、当該発行に係る社債についての保証会社に関して財務上の特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。

l　当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者（法第２条第 36 項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第 34 項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

⑷　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

⑹　当該発行に係る社債の申込期間中に、金商業等府令第 313 条第３項第３号の規定により当該発行に係る社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

⑭　新株予約権付社債に関する事項

⑿ａ、ｇ、ｈ、ｉ、ｊ、ｋ、ｌ、ｍ、ｎ、ｏ及びｐに準じて記載すること。

⑮　社債の引受け及び社債管理の委託

a　短期社債については、記載を要しない。

b　元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。

c　社債管理者が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の社債管理者を記載すること。

d　「引受けの条件」の欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手

数料等を記載すること。

e　社債管理補助者を設置する場合には、「社債管理者の名称」の欄に社債管理補助者の氏名又は名称及び社債管理補助者である旨を記載すること。

f　「委託の条件」の欄には、社債管理者に支払う手数料等を記載すること。

g　「引受人の氏名又は名称及び住所」、「引受金額及び引受けの条件」、「社債管理者の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

h　この届出書に係る社債券の募集について、当該社債券が金商業等府令第 153 条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。

⑷　提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容

⑸　当該社債券の引受けに係る金商業等府令第 153 条第１項第４号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容

⑹　⑸の金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの

⑯　新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債

a　「発行価格」の欄には、券面額 100 円又は短期社債の金額 100 円についての発行価額を記載すること。

b　「券面総額又は短期社債の総額」の欄には、当該発行に係るコマーシャル・ペーパーの券面額又は短期社債の発行総額の合計を記載すること。

c　取締役会決議等でコマーシャル・ペーパー又は短期社債の発行総額が決定されている場合には、「発行限度額」の欄に当該限度額を、「発行限度額残高」の欄には届出書提出日の前日現在における発行限度額の残高を記載すること。

d　「支払期日」の欄には、当該コマーシャル・ペーパー又は短期社債の償還期限を記載すること。

e　「バックアップラインの設定内容」の欄には、当該金融機関から借入れができる短期借入枠の金額及び条件等を記載すること。

f　当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債に保証が付されている場合には、「保証者の概要」の欄に保証者の資本金の額及び事業の内容を記載し、「保証の内容」の欄に保証の内容及び条件等を記載すること。

g　当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

⑷　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

⑸　金商業等府令第 313 条第３項第３号の規定により当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を、当該信用格付業者が当該情報を公表する日から当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の振出日までの期間中に入手するための方法

当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

⑰　新規発行カバードワラント

a　届出書に係る新規発行カバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意⑬１に準じて記載すること。

b　当該カバードワラントの発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。

c　ａ及びｂの記載事項以外の事項で、当該カバードワラントに係るオプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。

⑱　新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券

a　届出書に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意⑬１に準じて記載すること。

b　当該預託証券及び有価証券信託受益証券に表示される権利に係る有価証券の内容について具体的に記載すること。

c　当該預託証券及び有価証券信託受益証券の発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。

d　ａからｃまでの記載事項以外の事項で、当該預託証券及び有価証券信託受益証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。

⑲　新規発行による手取金の額

a　「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、「払込金額の総額」は届出書提出日現在における見込額を記載し、その旨注記すること。

b　「発行諸費用の概算額」の欄には、会社が負担すべき発行諸費用の総額を記載すること。

⑳　手取金の使途

a　提出者が取得する手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期を具体的に記載すること。

b　当該手取金を事業の買収に充てる場合には、その事業の内容及び財産について概要を説明すること。

㉑　会社設立の場合の特記事項

会社設立に際し、次の事項を特別に定款に記載した場合には、その内容等について説明すること。

a　発起人が受ける特別利益

特別利益を受ける発起人の氏名及び特別利益の内容を記載すること。

b　会社設立後に譲り受けることを約した財産

譲渡人の氏名、譲り受けることを約した財産の内容及び価格を記載すること。

c　会社の負担に帰すべき設立費用及び発起人の報酬

設立費用及び報酬の額を記載すること。

⑵② 売出有価証券

a 「売出価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、「売出価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨注記すること。

b 売出しに係る株式、新株予約権証券、社債又はコマーシャル・ペーパーの所有者が２人以上ある場合には、「売出株式」、「売出新株予約権証券」、「売出社債（売出短期社債を除く。）」又は「売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債」について所有者別に記載すること。

c 売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載するとともに、⑻ｄに準じて記載すること。

d 「売出新株予約権証券」の「新株予約権の内容等」は、⑿に準じて記載すること。

e 売出社債（売出短期社債を除く。）に保証が付されている場合には、その内容及び条件等を欄外に記載すること。

f 「売出社債（売出短期社債を除く。）」の「新株予約権付社債に関する事項」は、⒁に準じて記載すること。

g 売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

⒜ 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

⒝ 当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーの申込期間中に、金商業等府令第 313 条第３項第３号の規定により当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーに関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

h 振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。

⑵③ 売出しの条件

a 「売出価格」の欄には、株式については１株の売出価額を、新株予約権証券については新株予約権１個の売出価額を記載し、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額 100 円についての売出価額を、電子記録移転権利（法第２条第２項第３号に掲げる権利に該当するものに限る。）については１単位の売出価額を記載すること。

b 「売出しの委託契約の内容」の欄には、売出しの委託手数料の額、売出残が生じた場合の処理等について記載すること。

なお、算式表示の場合には、委託手数料の額は当該算式に基づいて記載すること。

c 株式受渡期日その他売出しの手続上必要な事項を欄外に記載すること。

d 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。

ｅ　「売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。

ｆ　「売出価格」又は「申込受付場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(23－２)　第三者割当の場合の特記事項

第二号様式記載上の注意(23－２)から(23－10)までに準じて記載すること。

⑵④　その他の記載事項

工場、製品等の写真、図面その他特に目論見書に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書の記載箇所を示すこと。

⑵⑤　組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

第二号の六様式の記載上の注意⑴から⑼まで（株式交付に際して本届出書を提出する場合には、同様式記載上の注意⑹を除く。）に準じて記載すること。

⑵⑥　主要な経営指標等の推移

最近２事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては４事業年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

ａ　売上高

ｂ　当期純利益金額又は当期純損失金額

ｃ　純資産額

ｄ　総資産額

ｅ　１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第 95 条の５の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

⑵⑦　沿革

会社の設立日（設立登記日とする。）から届出書提出日までの間につき、創立経緯、商号の変更及び提出会社に係る重要な事項（合併、事業内容の変更、主要な関係会社の設立・買収、上場等）について簡潔に記載すること。

⑵⑧　事業の内容

ａ　届出書提出日の最近日（以下「最近日」という。）現在における提出会社において営まれている主な事業の内容について事業部門等との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告（当該事業年度に係る定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの（この届出書を当該定時株主総会前に提出する場合にあっては、当該定時株主総会に報告しようとするもの又はその承認を受けようとするもの）に限る。以下同じ。）に会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 120 条第１項第１号に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

ｂ　提出会社と提出会社の関係会社で緊密な事業上の関係がある場合には、当該事業の内容、当該関係会社の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等に含めて示すこと。

⑵⑨　株式等の状況

ａ　第二号様式記載上の注意㊳から㊷（ｂのうち事後交付型株式による株券の交付に係る部分を除く。）まで、㊹及び㊺に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意㊷a 中「最近５年間」とあるのは、「最近２年間」と読み替えるものとする。

ｂ　ａの規定により記載することとされている事項については、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第 119 条第３号及び第４号に掲げる事項を記

載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

⑶⓪　配当政策

第二号様式記載上の注意⑸③に準じて記載すること。

⑶①　従業員の状況

a　最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載すること。

また、事業部門別の従業員数を記載すること。

b　臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの１年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の 100 分の 10 未満であるときは、記載を省略することができる。

c　最近日までの１年間において、従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

d　最近事業年度の提出会社における管理職に占める女性労働者の割合（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 162 号。ｅ及びｆにおいて「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。）第 19 条第１項第１号ホに掲げる事項をいう。以下ｄにおいて同じ。）を記載すること。ただし、提出会社が、最近事業年度における管理職に占める女性労働者の割合について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。ｅ及びｆにおいて「女性活躍推進法」という。）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

e　最近事業年度の提出会社における男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第 19 条第１項第２号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第２項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成３年労働省令第 25 号。⒝において「育児・介護休業法施行規則」という。）第 71 条の４各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。

⒜　提出会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第 19 条第１項第２号ハに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合

⒝　提出会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第 71 条の４各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）の規定による公表をしない場合

f　最近事業年度の提出会社における労働者の男女の賃金の差異（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第 19 条第１項第１号リに掲げる事項であって同条第２項の規定により公表しなければならないものをいう。）を記載すること。ただし、提出会社が、最近事業年度における労働者の男女の賃金の差異（同号リに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

⑶②　コーポレート・ガバナンスの概要

第二号様式記載上の注意⑸④（ａ及びｉを除く。）に準じて記載すること。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第 118 条第２号及び第３号並びに第 121 条第３号から第３号の４までに掲げる事項を記載している場合には、その

内容に準じて記載することができる。

⑶3 役員の状況

第二号様式記載上の注意⑸5（ｊを除く。）に準じて記載すること。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第 121 条（第３号から第６号の３までを除く。）及び第 124 条（第５号から第８号までを除く。）に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

⑶4 監査の状況

ａ　第二号様式記載上の注意⑸6（ａ(b)、ｂ及びｄ(f)を除く。）に準じて記載すること。ただし、同様式記載上の注意⑸6ａ(a)、ｃ及びｄ(c)に準じて記載する事項は、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第 121 条第１号、第２号及び第９号並びに第 126 条（第２号、第３号及び第８号を除く。）に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

ｂ　監査報酬の内容等について、次のとおり記載すること。

(a)　最近事業年度において、提出会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬とそれ以外の業務に基づく報酬に区分して記載すること。この場合において、非監査業務に基づく報酬があるときは、当該非監査業務の内容を記載すること。

(b)　(a)の規定により記載する報酬の内容のほか、最近事業年度において、提出会社の監査証明業務に基づく報酬として重要な報酬の内容について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(c)　提出会社が監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の概要を記載すること。

(d)　提出会社が最近事業年度の末日において会社法第２条第 11 号に規定する会計監査人設置会社である場合には、監査役（監査役会設置会社にあっては監査役会、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）が同法第 399 条第１項の同意をした理由を記載すること。

(e)　(a)及び(d)の規定により記載することとされている事項については、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第 126 条第２号、第３号及び第８号に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

⑶5 役員の報酬等

ａ　第二号様式記載上の注意⑸7に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑸7中「提出会社が上場会社等である場合には、提出会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。

ｂ　ａの規定により記載することとされている事項については、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第121条第４号から第６号の３まで及び第124条第５号から第７号までに掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

⑶6 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

ａ　最近日現在における提出会社の経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。記載に当たっては、提出会社の経営環境（例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等）についての経営者の認識の説明を含め、⑵8ａの規定により記載した事業の内容と関連付けて記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容を記載すること。

ｂ　最近日現在における提出会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題につ

いて、その内容、対処方針等を経営方針・経営戦略等と関連付けて具体的に記載すること。

⑶⑺　サステナビリティに関する考え方及び取組

第二号様式記載上の注意⑶⑽－２)に準じて記載することができる。この場合において、同様式記載上の注意⑶⑽－２)中「連結会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。

⑶⑻　事業等のリスク

第二号様式記載上の注意⑶⑴に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑶⑴ａ中「連結会社」とあるのは「提出会社」と読み替えるものとする。

⑶⑼　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

最近事業年度及び⑷⑹の規定により中間貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における経営成績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前中間会計期間を除く。）と比較して、その概要を記載するとともに、第二号様式記載上の注意⑶⑵ａ（(a)を除く。）及びｂに準じて記載すること。

⑷⑽　重要な契約等

ａ　事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

ｂ　最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

ｃ　最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下ｃにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下ｃにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

ｄ　最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸収分割又は新設分

割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

e　提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社（会社法第 847 条の２第１項に規定する完全親会社をいう。）を除く。ｆにおいて同じ。）と当該提出会社との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合には、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村（第 21 条第２項に規定する市町村をいう。以下この様式において同じ。）までを記載しても差し支えない。

⑻　当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意

⑼　当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意

⑽　当該提出会社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意

f　提出会社の株主と当該提出会社との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合において、当該株主が法第 27 条の 23 第１項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

⑻　当該株主による当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意

⑼　当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当該提出会社の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。⑽において同じ。）を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限する旨の合意

⑽　当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に、当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き

受けることができる旨の合意

⑷ 当該契約が終了した場合に、当該提出会社が当該株主に対しその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社（当該提出会社が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

g 提出会社が第 19 条第２項第 12 号の４に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結又はこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額）が当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第５号に規定する純資産額の 100 分の 10 以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

⑷ これらの特約が付された金銭消費貸借契約の締結をしている場合には、次に掲げる事項

ⅰ 金銭消費貸借契約の締結をし、又はこれらの特約が付された年月日

ⅱ 金銭消費貸借契約の相手方の属性

ⅲ 金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

ⅳ これらの特約の内容

⑷ これらの特約が付された社債の発行をしている場合には、次に掲げる事項

ⅰ 社債の発行をし、又はこれらの特約が付された年月日

ⅱ 社債の期末残高及び償還期限並びに社債に付された担保の内容

ⅲ これらの特約の内容

㈣ 研究開発活動

最近事業年度等における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、事業部門等に関連付けて記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を本様式「第三部　企業情報」の「第１　企業の概況」の「３　事業の内容」の項目において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該項目において記載した事項の記載を省略することができる。

㈣ 設備投資等の概要

最近事業年度等における設備投資の目的、内容及び投資金額を事業部門等に関連付けて概括的に説明すること。この場合において、有形固定資産のほか、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときはこれらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。

また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容、金額を事業部門等に関連付けて記載すること。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第 120 条第１項第５号ロに掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

㈣ 主要な設備の状況

a 最近事業年度末（㈥の規定により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在）における主要な設備（賃借しているものを含む。）について、事業所名、所在地、設備の内容、関連する事業部門等設備の種類別の帳

簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示した上で、事業部門別又は地域別に一括して記載することができる。

b　主要な設備のうちに、賃借している設備若しくは賃貸している設備がある場合又は生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止がある場合（生産能力に100分の10以上の影響を及ぼす場合をいう。）にはその内容を記載すること。

c　a及びbの規定により記載することとされている事項については、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第120条第1項第2号に掲げる事項のうち主要な営業所及び工場の状況に関するもの並びに同項第5号ロに掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

⑷4 設備の新設、除却等の計画

最近日現在において重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、設備の内容、関連する事業部門等、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を記載すること。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第120条第1項第5号ロに掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

⑷5 経理の状況

a　財務諸表及び中間財務諸表（以下a及びbにおいて「財務諸表等」という。）を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨（中間財務諸表を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合にあっては、その旨及び第2種中間財務諸表である旨）を記載すること。財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて財務諸表等を作成している場合も、同様とする。

b　財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

c　最近事業年度等において決算期を変更した場合には、その旨及び変更の内容を記載すること。

⑷6 財務諸表

a　第二号様式記載上の注意⑹7（aただし書を除く。）から⑺2までに準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意⑹7e中「最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合にあっては、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第8条の2の2又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）」とあり、及び同様式記載上の注意⑹7f中「最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除く。）」とあるのは、「最近事業年度に係る財務諸表」と読み替えるものとする。

b　aの規定により最近事業年度に係る財務諸表を記載する場合において、最近事業年度の前事業年度の財務諸表について法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けていないときは、最近事業年度に係る財務諸表に含まれる比較情報（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報をいう。）について同項の規定による監査証明を受けていない旨を記載すること。

⑷7 主な資産及び負債の内容

第二号様式記載上の注意⑺3に準じて記載すること。

⑷8 その他

第二号様式記載上の注意⑺4に準じて記載すること。

⑷⑼　提出会社の株式事務の概要

第二号様式記載上の注意⑺⑸に準じて記載すること。

⑸⓪　提出会社の親会社等の情報

第二号様式記載上の注意⑺⑹に準じて記載すること。

⑸①　その他の参考情報

第二号様式記載上の注意⑺⑺に準じて記載すること。

⑸②　関係会社の情報

a　最近事業年度に係る関係会社について、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に分けて、その名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。）を記載すること。ただし、重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載することに止めることができる。

b　住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することで差し支えない。

c　関係会社の議決権に対する提出会社の所有割合については、提出会社の他の子会社による間接所有の議決権がある場合には、当該関係会社の議決権の総数に対する提出会社及び当該他の子会社が所有する当該関係会社の議決権の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権の合計の割合を内書きとして記載すること。

d　自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が存在することにより、子会社又は関連会社として判定された会社等がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて記載すること。

e　関係会社が親会社又はその他の関係会社である場合には、提出会社の議決権に対する当該親会社又はその他の関係会社の所有割合を記載すること。

f　関係会社の住所等が「関連当事者との取引」の項において記載されている場合には、その旨明記することによって、その記載を省略することができる。

g　それぞれの関係会社について、次に掲げる事項を記載すること。

(a)　最近日現在において特定子会社に該当する関係会社があるときは、その旨

(b)　最近日現在において届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社があるときは、その旨

(c)　重要な債務超過の状況（負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。）にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額

⑸③　提出会社の保証会社等の情報

a　第二号様式記載上の注意⑺⑻から⑻②まで（⑻①ｃを除く。）に準じて記載すること。ただし、本様式「第１　保証会社情報」の「３　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」の「⑵　企業の概況」から「⑸　経理の状況」までの事項については、本様式「第三部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第４　経理の状況」までに準じて記載すること。

b　連動子会社については、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これに準じて、キャッシュ・フローの状況を記載すること。

c　ａの規定により第二号様式記載上の注意⑻②ｂに準じて記載する場合には、同様式記載上の注意⑻②ｂ中「直近５年間」とあるのは、「直近２年間」と読み替えるもの

とする。

⑸4　組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

第二号の六様式記載上の注意⑽に準じて記載すること。

⑸5　読替え

a　提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。

b　提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。

⑸6　社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第三部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意⑻8に準じて記載すること。

⑸7　学校法人等の特例

提出者が、学校法人等である場合には、「第三部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「第４　経理の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意⑻9に準じて記載すること。